

令和元年 6 月 16 日

会員各位

日本仏教社会福祉学会
事務局

会員種別変更希望届について（HP 掲載用）

平成 30 年度の総会をもって、会員種別が改訂されました。個人会員の中には、「一般会員」のほか、「学生会員」「賛助会員」「実践会員」の種別を設けました。これまで「個人会員」だった方は、基本的に「一般会員」と名称を変更します。

概要は以下の通りです。

個人会員 本会の趣旨に賛同する個人で、理事会の承認を経た者

- ①一般会員 年会費 8,000 円。一般会員は選挙権、被選挙権をともに有する。
- ②学生会員 年会費 3,000 円。個人会員のうち、大学・大学院・専門学校等の教育機関に在学している者（本人の申請による。一般会員に変更可。なお、卒業または修了と同時に一般会員に移行する）。学生会員は選挙権、被選挙権をともに持たない。
- ③賛助会員 年会費 5,000 円。個人会員のうち、満 65 歳以上の者（本人の申請による。一般会員に変更可）。賛助会員は選挙権のみを有する。
- ④実践会員 年会費 5,000 円。個人会員のうち、仏教社会福祉を实践する者（本人の申請による。一般会員に変更可。）実践会員は選挙権のみを有する。

「学生会員」「賛助会員」「実践会員」への種別への変更は任意です。現在「一般会員」（これまでの普通の「個人会員」）の方で、「学生会員」「賛助会員」「実践会員」へと種別の変更を希望される方は、その旨、事務局までお申し出ください。以下の希望届をご返送いただくか、事務局メールでも結構です（info.jabsws@gmail.com）。お申し出のあった年度より種別を変更し、年会費の請求額も変更させていただきます。ご不明な点は事務局までご連絡ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《会員種別変更希望届》

令和（ ）年度より、会員種別の変更を希望します。

変更希望 学生会員（ ）所属先
(いずれかに○)

所属期間 年 月～ 年 月（予定）

賛助会員（ ）

実践会員（ ）

年 月 日 会員番号（ ） 氏名（ ）